

議案第 1 1 5 号

山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

(山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 山陽小野田市長等の給与に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「1 0 0 分の 2 1 7 . 5」を「1 0 0 分の 2 2 7 . 5」に改める。

第 2 条 山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「1 0 0 分の 2 0 2 . 5」を「1 0 0 分の 2 0 7 . 5」に、「1 0 0 分の 2 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 2 2 2 . 5」に改める。

(山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例（平成 1 8 年山陽小野田市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「1 0 0 分の 2 1 7 . 5」を「1 0 0 分の 2 2 7 . 5」に改める。

第 4 条 山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条中「1 0 0 分の 2 0 2 . 5」を「1 0 0 分の 2 0 7 . 5」に、「1 0 0 分の 2 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 2 2 2 . 5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例(次項において「改正後の条例等」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第115号 参考資料

山陽小野田市長等の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第10条 市長等の期末手当の支給については、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の202.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の227.5</u>」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「市長等の給料月額に当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第10条 市長等の期末手当の支給については、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の202.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の217.5</u>」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「市長等の給料月額に当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。</p>

山陽小野田市長等の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第10条 市長等の期末手当の支給については、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の207.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「市長等の給料月額に当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第10条 市長等の期末手当の支給については、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の202.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の227.5</u>」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「市長等の給料月額に当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。</p>

山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の202.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の227.5</u>」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「管理者の給料月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の202.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の217.5</u>」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「管理者の給料月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>

山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「<u>100分の207.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「管理者の給料月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「<u>100分の202.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の227.5</u>」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「管理者の給料月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>